

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目

次

◆規則 鳥取県会計規則の一部改正

鳥取県手数料徴収規則の一部改正

◆教委告示 臨時教育委員会の招集

## 規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十九年十二月十四日

鳥取県知事 遠藤茂

鳥取県規則第五十九号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「鳥取県税条例（昭和二十五年九月鳥取

県条例第五十一号）第八条」を「鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第九条」に改める。

第五十六条中「失業保険料」の下に「船員保険料」を加え、同条第二項第一号中「県納金又は失業保険料」を「県納金、失業保険料又は船員保険料」に改める。

第二百三十二条中「支出計算書（様式第四十四号）及び現金出納計算書（様式第四十五号）」を「支出計算書（様式第四十四号）及び現金出納簿」に改める。

第二百二十三条第二項中「現金出納計算書」の下に「（様式第四十五号）」を加える。

第二百三十一条に次の見出しを加える。  
(遺失物法に基く保管物件)

第二百三十二条の次に次の一条を加える。  
(児童福祉法に基く保管物件)

第二百三十二条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）により取り扱う保管物件のうち歳入歳出外現金の取扱については前条第一項の規定を準用する。

2 保管金出納簿（様式第百四号）は歳入歳出外現金出



教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五十四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年十二月十四日

鳥取県教育委員会委員長 三木順治

一日時 昭和二十九年十二月十四日午前十一時

二場所 県教育委員会々議室

三議題 昭和三十年度予算編成について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印發行者  
鳥取縣島坂市東町  
印刷所  
鳥取縣島坂市東町  
鳥取縣印刷所